



立 監 第 217 号
令和 4 年 7 月 5 日

立川市長
清 水 庄 平 殿

立川市監査委員	村 木	良 造
同	土 谷	伸 明
同	頭 山	太 郎

令和 4 年度第 1 回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を
講じたときは、同条第 14 項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和4年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの産業文化スポーツ部（産業観光課、地域文化課、市史編さん室、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック準備室）及び農業委員会事務局が所管する事務の執行等

3 監査の項目及び着眼点

事務の執行が法令等に基づき、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- （1）予算の執行事務は適正に行われているか
- （2）現金、郵券等の管理は適正に行われているか
- （3）財産（施設、備品等、債券等）は適正に管理、使用されているか
- （4）その他財務及び事務事業に関する必要事項

なお、上記の項目に関する事項のうち、特にリスクが高いと認められる次の事項を着眼点とした。

- （ア）委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して支払っているか
- （イ）委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認し、必要な助言・指導を行っているか
- （ウ）負担金補助及び交付金について、条例等のとおり行っているか
- （エ）負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正はないか
- （オ）備品の保守・点検・修繕等を行っているか
- （カ）要綱と様式等は一致しているか

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画等に基づき実施した。

5 監査の実施内容

監査の対象が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に従って、適正かつ効率的に行われているかなどについて、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、実施した。

監査の期間は、令和4年4月1日から同年6月29日まで。

第2 監査の結果

事務の執行は、監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が一部に見受けられたので、以下に述べる。

なお、このほかにも、注意事項としたものについて、改善を要望する。

1 歳入予算の執行状況について

調定票及び関係書類について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 使用料及び手数料について

- ① 還付申請について、発行していない「領収書（レシート）」を添付するように求めている。（地域文化課）
- ② 還付申請書について、還付申請額を修正しているものがあつた。（スポーツ振興課）

2 歳出予算の執行状況について

起案文書回付票、当該添付書類及び関係書類等について調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 需用費について

- ① 非常緊急事態時以外のときに「緊急の必要により競争入札に付することができない」に該当するとして、特命随意契約により消耗品を購入しているものがあつた。（スポーツ振興課）
- ② 2社以上から見積書を取り寄せることなく、合計金額が2万円超となる消耗品を購入しているものがあつた。（農業委員会事務局）

(2) 委託料について

- ① 非常緊急事態時以外のときに「緊急の必要により競争入札に付することができない」に該当するとして、特命随意契約により事業を委託しているものがあつた。（スポーツ振興課）

(3) 償還金利子及び割引料について

- ① 還付申請書について、既納使用料及び還付申請額を修正しているものがあつた。（地域文化課）

3 備品について

備品調書及び備品を抽出して検査したところ、おおむね適正に管理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に管理されたい。

- (1) 「設置場所等」が不明確なもの、記載がない（空欄となっている）ものがあつた。（産業観光課）（地域文化課）（スポーツ振興課）

- (2) 「非活用」なもの、「廃棄」や「所管異動」の手続きを行っていないものがあった。(地域文化課)(スポーツ振興課)

4 現金取扱について

立川市公金取扱指針に基づく帳票は整備されており、現金及び現金出納印について実査したところ、おおむね適正に取り扱われていたが、次のような点が見受けられた。適正に取り扱われたい。

- (1) 会計事務規則で規定している「現金出納簿」の様式とは異なる様式を使用し、また、月末に締めを行っていなかった。(地域文化課)
- (2) 収納した現金(10万円超)を翌日までに金融機関に払い込んでいないものがあった。(スポーツ振興課)
- (3) 「現金出納簿」の記載に誤りがあるものがあった。(スポーツ振興課)

5 要綱等について

要綱等について、次のような例が見受けられた。適正に事務の執行等をされたい。

(1) 要綱に誤った記載があるものの例

- ① 立川市農業祭補助金交付要綱(産業観光課)
- ② 立川市商店街活性化支援事業補助金交付要綱(産業観光課)

(2) 使用している様式が要綱等と異なっているものの例

- ① 立川市商店街活性化支援事業補助金交付要綱(産業観光課)
- ② 立川市中小企業事業資金助成条例施行規則(産業観光課)
- ③ 立川市中小事業者応援金交付要綱(産業観光課)
- ④ 立川市子ども未来センター条例施行規則(地域文化課)
- ⑤ 立川市市民会館条例施行規則(地域文化課)
- ⑥ 立川市立川文化芸術のまちづくり協議会支援事業補助金交付要綱(地域文化課)
- ⑦ 立川市市民文化祭事業交付金交付要綱(地域文化課)
- ⑧ 立川市旧多摩川小学校管理運営費補助金交付要綱(地域文化課)
- ⑨ 立川市立川よいと祭り補助金交付要綱(地域文化課)

(3) 要綱等によらず通知書等として、使用しているものの例

- ① 立川市補助金等交付規則に基づき、立川市地域文化振興財団へ交付している補助金に係る「補助金(等)交付決定通知書」「補助金(等)実績報告書」(地域文化課)